

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各付属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第28号
令和元年9月17日
警察庁生活安全局長

110番アプリシステム運用管理要領の制定について(通達)

スマートフォンの急速な普及等を受け、聴覚障害者等音声による110番通報が困難な者が、スマートフォン等を利用して文字等で警察に通報可能な「110番アプリシステム」の整備に伴い、「110番アプリシステム運用管理要領」を別添のとおり制定し、令和元年9月19日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

110番アプリシステム運用管理要領

第1 目的

この要領は、聴覚障害者等音声による110番通報が困難な者が、スマートフォン等を利用して文字等で警察に通報可能な「110番アプリシステム」（以下「本システム」という。）の運用管理に関する基本的な事項を定めることにより、本システムの効率的かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

1 管理端末

本システムの一部として警察庁に設置された、本システムのシステム管理及び統計処理等を行うための端末装置をいう。

2 受理端末

本システムの一部として警視庁及び道府県警察（方面）本部（以下「警察本部」という。）の通信指令室（本部）に設置された、入電監視、文字等による通報の受理（以下「通報受理等」という。）及び自都道府県警察における統計処理等を行うための端末装置をいう。

3 入電監視

受理端末において、文字及び画像による通報の受理を行うため、これら通報に係る着信の有無を確認可能な状態とし、着信時に即応できるよう監視することをいう。

4 管理者

管理端末又は受理端末を、適切な権限の下、システム管理及び運用管理等の目的で利用する者をいう。

第3 運用管理体制

1 警察庁

(1) 警察庁管理責任者

ア 警察庁に警察庁管理責任者を置き、警察庁生活安全局生活安全企画課長をもって充てる。

イ 警察庁管理責任者は、本システムの適正かつ円滑な運用のための企画、指導、調整その他本システムの運用管理上必要な事項を行う。

(2) 警察庁システム管理者

ア 警察庁に警察庁システム管理者を置く。警察庁システム管理者は、警察庁管理責任者が指名する。

イ 警察庁システム管理者は、警察庁管理責任者の任務を補佐するとともに、警察庁管理責任者の下、管理端末の管理者として本システムのシステム管理を行う。

2 都道府県警察

(1) 本部運用管理責任者

ア 警察本部に本部運用管理責任者を置き、警察本部において通信指令業務を担当する所属の長をもって充てる。

イ 本部運用管理責任者は、警察庁管理責任者及び警察庁システム管理者と連絡を

密にし、警察本部における本システムの適正かつ円滑な運用管理を行う。

(2) 本部運用管理者

ア 警察本部に本部運用管理者を置く。本部運用管理者は、通信指令業務を担当する所属から本部運用管理責任者が指名する。

イ 本部運用管理者は、本部運用管理責任者の任務を補佐するとともに、本部運用管理責任者の下、当該警察本部の受理端末の管理者として本システムの運用管理等を行う。

(3) 受理者

ア 警察本部に受理者を置く。受理者は、通信指令業務を担当する所属から本部運用管理責任者が指名する。

イ 受理者は、受理端末において、通報受理等及び事案内容の確認並びに警察本部における統計処理等を行う。

第4 運用管理等

1 本部運用管理責任者は、警察庁管理責任者が通知した運用停止期間その他やむを得ない事情がある場合を除き、常時、受理者をして、通報受理等を行わなければならない。

2 受理者は、本システムにより通報を受理した場合は、当該通報について、聴覚障害等の理由により音声による110番通報が困難な者からの通報であることを念頭に置きつつ、音声による110番通報と同様に、適切に対応しなければならない。

3 運用状況等の管理

本部運用管理責任者は、当該警察本部に設置された受理端末の運用状況及び利用状況を適切に管理しなければならない。

第5 安全の確保

1 警察庁管理責任者及び本部運用管理責任者は、本システムの安全を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 端末の操作

(1) 警察庁管理責任者は、別に定めがある場合を除き、警察庁システム管理者以外に管理端末を操作させてはならない。

(2) 本部運用管理責任者は、別に定めがある場合を除き、管理者及び受理者以外に受理端末を操作させてはならない。

(3) 管理者及び受理者は、職務を遂行する目的以外の目的で不正に受理端末を操作してはならない。

3 システム障害等認知時の措置

管理者及び受理者は、本システムの障害等を認知した場合は、速やかに警察庁管理責任者及び本部運用管理責任者に通知しなければならない。

4 管理対象情報の分類

本システムで取り扱うことのできる「警察における情報セキュリティに係る管理体制」（平成30年9月11日付け警察庁丙情管発第44号ほか別添）第7の3(10)に規定する管理対象情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
	2 (中)	2 (高)	2 (高)

第6 その他

この規程に定めるもののほか、本システムの運用管理に関し必要な事項は、警察庁管理責任者が定める。